5　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験（当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の免許を現に受けている者に対するものに限る。）については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

技能試験に係る免許の種類	現に受けている免許の種類
大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）	中型免許（ＡＴ中型免許を除く。以下この表において同じ。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。以下この表において同じ。）、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。以下この表において同じ。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。以下この表において同じ。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。以下この表において同じ。）
中型免許	準中型免許、普通免許又は普通第二種免許
［略］	
中型第二種免許	普通第二種免許
大型仮免許（ＡＴ大型仮免許を除く。）	中型免許、準中型免許、普通免許、中型第二種免許、普通第二種免許、中型仮免許（ＡＴ中型仮免許を除く。以下この表において同じ。）、準中型仮免許（ＡＴ準中型仮免許を除く。以下この表において同じ。）又は普通仮免許（ＡＴ普通仮免許を除く。以下この表において同じ。）
中型仮免許	準中型免許、普通免許、普通第二種免許、準中型仮免許又は普通仮免許
［略］	

5　［同上］

技能試験に係る免許の種類	現に受けている免許の種類
［項を加える。］	
中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）	準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。以下この表において同じ。）、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。以下この表において同じ。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。以下この表において同じ。）
［同上］	
中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）	普通第二種免許
［項を加える。］	
中型仮免許（ＡＴ中型仮免許を除く。）	準中型免許、普通免許、普通第二種免許、準中型仮免許（ＡＴ準中型仮免許を除く。以下この表において同じ。）又は普通仮免許（ＡＴ普通仮免許を除く。以下この表において同じ。）
［同上］	